

## 中小企業の対象範囲について

沼津市奨学金返還支援事業補助金の支援条件である市内中小企業の対象範囲は、以下のとおりとなります。

### 市内中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、沼津市内に本社又は本店を有するもの。

この中小企業者の会社については、中小企業基本法に基づき、以下の会社法上の会社等を奨学金返還支援事業の対象としています。

#### 【対象】

- 株式会社
- 合名会社
- 合資会社
- 合同会社
- 有限会社

#### 【対象外】

会社でない以下の団体は、本市奨学金返還支援制度は産業界と協力して市内中小企業への就職支援、産業を担う人材の確保を図ることを目的としているため、対象としておりません。

#### ※対象外の団体の例

- 社会福祉法人
- 医療法人
- 特定非営利活動法人
- 学校法人
- 農業協同組合（JA）
- 公共的団体（公務員等）

#### ※中小企業の定義について

中小企業ホームページ FAQ「中小企業の定義について」

[https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)